

二 解雇ハ向テテ年間絶對ニ保證スルコト

三 事業閑散時ニ際シテモ第一第三日曜日ヲ除外毎日定時間ヲ  
持續スルコト

四 退職手当

勤續テ年以テ年未滿者ハ日給拾日分半々年ヲ増ス毎日  
給拾日分ヲ加算スルコト

◎ 會社側揭示 (二月二十四日)

- 一 軍備縮少ニヨリ解雇スルヤル場合ハ関東及同業者ニ劣ナル半當支給ス
- 一 本年中ハ會社ノ都合ニヨリ解雇スルコトナレ、猶ホ少クとも定時間ノ就業  
ヲ持續セシムル故安ンジテ世業救済ニ勉勵セラレタシ
- 一 老衰若クハ疾病其暇ニ堪ヘズテ退職ヲ申出テ當社之ヲ認メタル  
場合、退職手当田ハテ年以テ勤續者ニ最低日給三十日分ヲ支給  
ス以上勤續年數ニヨリ増加支給率等ハ並ノ規則トシテ一般ニ發  
表ス